2　参加資格

技術提案書の提出者は、下記⑴～⑷に掲げる資格を満たしている単体又は事業共同体とする。ただし、事業共同体の構成員は、単体として、或いは別事業共同体としての参加はできない。また、事業共同体の場合は、すべての構成員が資格を満たしていること。

⑴　次のアからエに該当しない者であること。

ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をした者（更生手続又は再生手続を終結した者を除く。）。

ウ　次の一に該当すると認められる者でその事実があった後、2年を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

㋐　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。

㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者。

㋓　監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者。

㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

㋕　その他、当社に損害を与えた者。

エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者でないこと。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他次に掲げる者であること。

㋐　日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。

㋑　日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。

㋒　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。

⑵　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑶　参加表明書の提出期限の日から別に示す「業務説明書」において、本業務等受託者の特定する日までに、日本郵政グループ各社、東京・南関東支社管内（神奈川県、山梨県、東京都）、埼玉県又は千葉県において、建設コンサルタント業務等に関し競争参加(指名)停止を受けている者でないこと。

⑷　別途契約する「第２次劣化対策工事プロジェクトマネジメント補助業務委託」の参加表明者でないこと。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　企業の業務実績

⑵　配置予定の管理技術者及び主任担当技術者の実績

⑶　企業の経営状態

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　企業の業務実績

⑵　配置予定の管理技術者及び主任担当技術者の実績

⑶　企業の経営状態

⑷　業務実施体制

⑸　業務実施内容

⑹　見積額

5　説明会の日時

技術提案書の提出者に選定された方に別途連絡します。

6　手続等

⑴　担当部署

ア　契約

〒100―0013 東京都千代田区霞が関１―４―１日土地ビル13階　日本郵政株式会社不動産部門施設部統括グループ契約担当　電話03―3504―4301、ＦＡＸ03―3502―6331

イ　技術

〒100―0013 東京都千代田区霞が関１―４―１日土地ビル13階　日本郵政株式会社不動産部門施設部プロジェクト管理グループ　電話03―3504―4461、ＦＡＸ03―3502―6340

⑵　業務説明書の配布期間、場所及び方法　平成27年４月30日から平成27年５月13日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前10時から午後５時まで。⑴イ技術担当部署において配布。

また、業務説明書等は弊社ＨＰからも入手できます。弊社ホームページ内、調達情報
http://www.japanpost.jp/procurement/

⑶　参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法　平成27年５月13日午後５時までに⑴ア契約担当部署へ持参又は郵送（一般書留郵便に限る。提出期限までに必着。）により提出すること。電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

⑷　技術提案書の提出期限、提出場所及び方法　平成27年６月24日午後５時までに⑴ア契約担当部署へ持参又は郵送（一般書留郵便に限る。受領期限までに必着。）により提出すること。電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

7　その他

⑴　契約書作成の要否：要

⑵　契約保証金：納付

ただし、利付き国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑷　詳細は業務説明書による。

8　Summary

⑴　Contracting entity : Taizo Nishimuro Executive President Japan Post Holdings Co., Ltd.

⑵　Classification of the services to be Procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Design, Quantity surveying and supervision of repair works for postal offices in Tokyo-MinamiKantou area.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M 13 May, 2015

⑸　Time-limit for the submission of Proposal : 5 : 00 P.M 24 June, 2015

⑹　Contact point for explanatory documents : Nariaki Nishikawa, Facility Management Department, Japan Post Holdings Co., Ltd. 1―4―1 Kasumigaseki Chiyoda-ward Tokyo 100―0013 Japan, Tel 03―3504―4461

○第６号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　第２次中部施設センターエリア劣化対策工事設計・工事監理等業務委託

⑶　業務内容　中部施設センター管内において対象施設の空調、トイレ、内装、外装、防水等を含む改修工事等の調査・設計・見積数量表作成・契約事務補助・工事監理補助等業務等の実施業務であり、別途契約の第２次劣化対策工事プロジェクトマネジメント補助業務受託者の管理のもと業務を実施する。

⑷　履行期間　契約締結日より平成31年７月末日まで

⑸　その他は仕様書、業務説明書のとおり

2　参加資格

技術提案書の提出者は、下記⑴～⑷に掲げる資格を満たしている単体又は事業共同体とする。ただし、事業共同体の構成員は、単体として、或いは別事業共同体としての参加はできない。また、事業共同体の場合は、すべての構成員が資格を満たしていること。

⑴　次のアからエに該当しない者であること。

ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をした者（更生手続又は再生手続を終結した者を除く。）。

ウ　次の一に該当すると認められる者でその事実があった後、2年を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

㋐　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。